

蕨市将来ビジョン審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、蕨市の行政運営の基本指針となる長期計画として、新たな将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）の策定に関し必要な調査及び審議（以下「審議等」という。）を行うため、蕨市将来ビジョン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市政について優れた識見を有する者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、将来ビジョンの策定に係る審議等が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部政策企画室において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 39 年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 蕨市予防接種健康被害調査委員会委員（注）の項の次に次のように加える。

蕨市将来ビジョン審議会委員（注）	会長	日額	5, 9 0 0
	副会長	〃	5, 4 0 0
	委員	〃	5, 0 0 0